

平成30年度  
西多摩地域保健医療協議会「生活衛生部会」  
会議録

平成31年2月1日  
西多摩保健所

1 開催日時 平成31年2月1日（金曜日）  
午後1時30分から

2 会場 西多摩保健所 講堂

3 西多摩地域保健医療協議会「生活衛生部会」委員

★専門委員		
氏名	役職名	備考
石田 信彦	一般社団法人西多摩医師会副会長	
田中 三広	一般社団法人西多摩薬剤師会会長	
池田 和生	公募委員	
並木 茂	西多摩食品衛生協会会長	
押切 孝藏	にしま環境衛生協会会長	(小倉委員代理)
柳原 学	西多摩保健所特定給食協議会会長(特別養護老人ホーム長淵園)	★
安田 和男	一般財団法人東京顕微鏡院 食と環境の科学センター学術顧問	
増田 一仁	羽村市商工会会長	★
藤田 實	東京都薬物乱用防止推進協議会 青梅・奥多摩地区協議会会長	★
山木 和也	青梅市立第六小学校長	
林 忠正	警視庁青梅警察署生活安全課長	★
細金 慎一	青梅市環境部環境政策課長	★
宮崎 勝央	あきる野市教育部学校給食課長	★
野村 雅巳	檜原村福祉けんこう課長	★
播磨 あかね	西多摩保健所長	
合計 15名		

(敬称略)

4 欠席委員

- ・増田委員
- ・山木委員
- ・宮崎委員

## 5 出席職員

- ・ 前川企画調整課長
- ・ 森泉生活環境安全課長
- ・ 源保健対策課長
- ・ 原田課長代理（歯科保健担当）
- ・ 森田課長代理（薬事指導推進担当）
- ・ 阿部課長代理（環境衛生担当）
- ・ 小川課長代理（食品衛生推進第一担当）
- ・ 山田課長代理（保健栄養推進担当）

## 6 議 事

- (1) 西多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン（平成 30～35 年度）について
- (2) 地域における食生活改善普及事業

## 7 報告事項

- (1) 薬物乱用防止対策とかかりつけ薬剤師の普及について
- (2) 食品の安全確保について
- (3) 食品表示法経過措置期間終了に向けた取組
- (4) 旅館業法・旅館業法施行条例改正等について
- (5) 今春の花粉予測について

平成31年2月1日

開会：午後1時28分

【前川課長】 大変お待たせいたしました。定刻よりちょっと早いですが、皆様おそろいですので、ただいまから西多摩地域保健医療協議会「生活衛生部会」を開会いたします。

皆様には、ご多忙の中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、議事に入りますまでの間、司会進行を務めさせていただきます企画調整課の前川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたしまして、これより着座にて進めさせていただきます。

最初に、会議の公開についてご案内させていただきます。地域保健医療協議会設置要綱の規定に基づきまして、当部会の会議及び会議録等は公開することとされています。会議の傍聴につきましては、事前に希望者を募りましたが、今回、お申し込みはございませんでした。会議録は、本会議の録音、速記をもとに、後日、会議録を調整し、発言者名を含む全文を当保健所ホームページ上で公開させていただきます。委員の方々の発言者を含む全文でございます。委員の皆様におかれましては、あらかじめご了承のほど、お願いいたします。

次に、会議資料の確認をさせていただきます。会議資料につきましては、一部を除き、事前に各委員の皆様へ送付させていただいております。本日の議事資料は、次第にありますとおり、資料は1-1から資料3まで、設置要綱等の参考資料が資料1から3までとなっております。また、机上配付資料といたしまして、今年度改定いたしました「西多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン」の冊子と、保健所広報紙「ほけんじょだより」2018年11月号、そして、「野菜メニュー店MAP」、この3点を置かせていただいております。資料の不足や乱丁等ございましたら、事務局職員にお申しつけください。

なお、プラン冊子につきましては、会議備えつけのものでございますので、お持ち帰りにならないよう、お願いいたします。

では、開会に当たりまして、西多摩保健所長の播磨からご挨拶申し上げます。

【播磨所長】 西多摩保健所の播磨でございます。

本日は、お忙しい中、また、大変お寒い中、「生活衛生部会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより、保健所事業に関しましては、ご支援、ご

協力いただきましてありがとうございます。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび地域保健医療協議会は西多摩圏域の地域保健医療推進プランを改定いたしました。この改定に当たりましては、委員の皆様方にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。このプランは、「健康なまち西多摩」の実現に向けまして、地域の保健、医療、福祉の関係者が課題と目標を共有して、協力して地域保健医療の総合的な推進を目指す内容となっております。

この「生活衛生部会」ですけれども、地域保健医療協議会のもとに、環境衛生、食品衛生対策等の専門的な事項、また、推進プランの進行管理に関する事項を検討する部会となっております。担当する分野は、健康危機管理体制の推進の中で、医薬品や食品の安全確保、アレルギー疾患対策、生活衛生対策等と、生活の安全、安心に係る非常に重要な分野となっております。

また、あと1年半後となっておりますけれども、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けても、生活環境や医薬品、食品の安全対策等ということにつきましては、喫緊の課題となっているところでございます。

後ほどご説明いたしますけれども、昨年、食品衛生法の一部改正が行われました。広域的な食中毒事案への体制強化、また、国際的に整合性のある衛生管理の制度化を進めていくことになりました。

また、民泊サービスが開始されましたけれども、それに伴う無許可営業者に対する規制の強化など、旅館業法の改正もございました。

生活衛生分野を取り巻くこうした動向を踏まえまして、本会では、西多摩圏域の生活衛生環境に係る課題についての情報共有と、また、意見交換を行いまして、関係機関や行政の皆様との連携を進めて、地域の保健医療福祉サービスを総合的に進めていくために運営しております。

本日は、このたび改定いたしました西多摩地域保健医療推進プランの概要、また、今後の進行管理につきましてお伝えいたしまして、後半では、生活衛生分野における最近の動向、また、トピックスをご報告させていただきます。

皆様からの忌憚ないご意見をお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

**【前川課長】** 次に、委員紹介に移ります。参考資料3の委員名簿をご覧ください。

当部会は昨年度に委員の改選をしておりますので、今年度、新たに委員の更新があった

方のみご紹介させていただきます。

該当の委員の皆様、お名前を呼ばさせていただきますが、ご着席のままで結構でございます。

西多摩薬剤師会長の田中委員でございます。

【田中委員】 よろしく願いいたします。

【前川課長】 西多摩保健所特定給食協議会会長、特別養護老人ホーム長湊園、柳原委員でございます。

【柳原委員】 よろしく願いします。

【前川課長】 なお、本日は、増田委員、山木委員、宮崎委員が所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。

また、にしたま環境衛生協会副会長の小倉委員につきましては、代理で同協会会長の押切委員にご出席をいただいております。押切委員は本部会の親会に当たります地域保健医療協議会の委員でございます。

引き続きまして、保健所幹部職員でございますが、先ほどご挨拶させていただきました所長の播磨を除き、昨年度からの異動はございませんので、座席表をもちましてご紹介にかえさせていただきます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。これからの進行は石田部会長にお願いしたいと思います。

石田部会長、よろしく願いいたします。

【石田部会長】 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

この部会は、先ほど所長からもお話がありましたように、この地域の安心、安全にかかわる最も大切な部会でございます。また、皆様方、委員の皆さん、この領域のかなめでありますし、その連携が一番大切なことじゃないかなと思っております。ぜひ今日の会は忌憚ない意見を出していただいて、さらにこの地域の安心、安全が確保できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事のほうは、座って進行させていただきたいと思っております。

議事ですけれども、お手元にお配りしました次第に沿って進めさせていただきます。

まず、議事（１）西多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン（平成３０～３５年）について、事務局から説明をお願いします。

ご意見につきましては、議事の中に適宜時間を設けますので、その際をお願いいたします。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

【森泉課長】 生活環境安全課長の森泉でございます。着座にてご報告いたしたいと思っております。失礼いたします。

改定されました地域保健医療推進プランの概要と進行管理についてご説明いたします。

まず、資料1-1、地域保健医療推進プランの進行管理についての資料をご覧ください。

プランの期間は、今年度からの6年間でございます。

プランの取組状況や事業の実施上の課題などを明らかにしまして、今後の事業展開に反映させていくために進行管理を実施していきます。

一番下の4のスケジュールをご覧ください。計画期間の中間に当たります32年度、2020年度に中間評価を行いまして、35年度、2023年度に最終評価を行うこととしております。

評価は、プランに設置しました重点プラン及び指標の評価を中心に実施いたします。毎年度、取組状況や課題等について調査を行いまして、部会で検討を行った上で、地域保健医療協議会に報告しまして、決定をすることとなります。

1ページ開きまして、資料1-2、各部会役割分担をご覧ください。「生活衛生部会」が担当する項目は、真ん中の欄にございます9つの項目となります。

次に、本部会が担当する9つの項目について、重点プランと指標を中心に説明いたします。ご覧いただく資料は、地域保健医療推進プランの冊子、そして、このつづりとなっております。資料1-3、地域保健医療推進プランの進行管理資料を用いて説明いたします。

資料1-3のプランの進行管理の資料、1/9ページと書いてあるところをご覧ください。プランの進行管理は、ここにあります重点プランと指標の評価を中心に実施していきます。そして、指標に基づいて、実績と取組状況を項目ごとに整理いたしました。今回お示ししている実績がベースラインとなりまして、それを経年変化と取組状況を見ていく中で、プランの進捗状況や事業実施上の課題等を明らかにして、今後の事業展開に反映させていきます。

それでは、部会が担当する9つの項目を見ていきます。

まず、地域保健医療プランの冊子の38ページ、食を通した健康づくりをご覧ください。

重点プランは、お開きいただきました39ページの右側の一番下の青枠で囲んだところに示してございます。重点プランは、健康づくりのための食環境整備の推進です。西多摩圏域では、健康づくりのために野菜摂取の増加や減塩に向けた取組が必要であることが調査で把握されております。また、高齢者の虚弱状態、いわゆるフレイルや、要介護状態を防ぐためにも、高齢者の低栄養予防対策が必要です。

今後の取組として、関係者が連携して、住民が正しい知識や適切な判断ができるように、食を通じた地域の健康づくりを推進していきます。栄養情報の発信など、普及啓発の取組を強化しまして、栄養相談が身近なところで行える体制を整備します。

資料1-3、進行管理資料の2ページの一番上に、食を通じた健康づくりがあります。指標は、栄養情報の発信等の充実です。実績は、特定給食施設における「野菜摂取についての情報提供」の実施率、そして、栄養士の配置状況を見ていきます。

続きまして、2つ目は、冊子の54ページをお開きください。在宅療養体制でございます。重点プランは55ページの下の方の青枠の中にあります、在宅療養体制の推進です。54ページの下の方にイメージ図がございますように、障害や病気になっても、介護や医療を受けながら住みなれた地域で安心して生活を継続できるように、地域の関係機関が多職種で連携して、地域包括ケアシステムの整備を進めます。

資料1-3の進行管理資料は、先ほどの栄養の次のページで、資料1-3の3ページの一番上をご覧ください。指標は、在宅療養体制の整備に関する取組の充実です。実績については、在宅療養体制連携会議の実施状況と、医療連携事業等における多職種連携の実施状況を見ていきます。

次に、3つ目ですけれども、冊子74ページの健康危機管理対策をご覧ください。健康危機とは、何らかの原因により生じる住民の生命や健康の安全を脅かす事態をいいます。

重点プランは、今ご覧いただいております75ページの下の方の青枠の中にあります、新型インフルエンザ対策の推進でございます。新型インフルエンザは、鳥インフルエンザがウイルス変異により人から人に容易に感染するようになったものをいまして、人に免疫がないため、世界的な流行や社会的な混乱を引き起こすことが懸念されています。保健所では、平成20年度から西多摩新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会を設置しまして対策を推進しています。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、毎年、75ページの写真にありますような防護服の着脱訓練や対応訓練等を行っております。



資料1-3の進行管理資料を2枚開いていただきまして、6ページの中段をご覧ください。指標は、新型インフルエンザ等感染症医療体制の推進です。実績は、保健所が毎年開催しておりますブロック協議会の開催状況と、訓練・研修会等の実施状況を見ていきます。

次に、プランの冊子の78ページ、医薬品の安全確保をご覧ください。医薬品の安全確保の重点プランでございますが、79ページの青枠の中にあります、医薬品の適正使用の推進です。現在、多種多様な医薬品が存在する中で、住民の皆さんが適切な情報を入手して、正しい選択ができるように、医薬品の販売業者等による適切な情報提供が求められています。保健所は、講習会や監視指導の機会を活用しまして、薬剤師等の資質向上を図り、薬剤師会と連携しまして、医薬品等の適切な情報提供が行われる体制を充実させていきます。

進行管理につきましては、1-3の進行管理資料、7ページの上段をご覧ください。指標は、講習会や監視指導による情報提供の充実です。実績は、薬事講習会等の実施状況を見ていきます。

次に、プランの冊子を、また1ページおめくりいただきまして、80ページの食品の安全確保をご覧ください。重点プランは81ページの下にあります、高齢者・乳幼児施設における食中毒対策の推進です。高齢者や乳幼児の施設で食中毒が発生しますと、被害が広がり、重篤になりやすいため、対策の強化が求められます。計画的な監視指導を実施しまして、食中毒の発生予防に向けた指導助言を行ってまいります。

1-3の進行管理資料は、先ほどの7ページの下の段をご覧ください。指標は、高齢者・乳幼児施設等に対する監視指導の強化です。実績は、集団給食施設の監視指導件数を見ていきます。給食施設を対象とした講習会や監視指導の際には、食中毒対策に関するパンフレットや、今の冬の時期ですと、ノロウイルス対策チェックリストなどを配布しまして、自主管理の徹底を図ってまいります。

次に、冊子をもう1ページ開いていただきまして、82ページのアレルギー疾患対策をご覧ください。重点プランは83ページの下の方の青枠の中にあります、アレルギーに関する普及啓発等の充実です。市町村や保健所等は、アレルギーの自己管理や生活環境改善のための知識の普及啓発に取り組みます。またアレルギーに対応した食事提供や、アレルギー物質の混入防止などの環境整備を進めてまいります。

1-3の進行管理資料は、1ページおめくりいただきまして、8ページの上段をご覧ください。指標はアレルギー講習会等の充実です。実績はアレルギー講習会等の実施状況を

見ていきます。各講習会や研修会、相談対応などで、アレルギー対策に取り組み、情報提供や普及啓発に努めていきます。

次に、冊子の84ページ、生活衛生対策をご覧ください。多くの住民の方が利用する生活衛生施設は、営業方法や施設の管理の良否によって、施設利用者の保健衛生上の影響が大きく、衛生確保が求められます。この生活衛生対策の対象となる施設は、84ページの真ん中にあります、理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、興行場、プール、特定建築物、温泉利用施設でございます。これら施設の衛生確保が重要です。重点プランは85ページの下にあります、レジオネラ症予防対策の推進です。レジオネラ症は毎年都内で150名を超える患者が発生しています。レジオネラ属菌によって起こる感染症で、国内では入浴施設などを発生源とした感染事例の報告があります。対策には、公衆浴場や旅館、社会復帰施設における浴槽や加湿器などの衛生管理が重要です。衛生意識の啓発と自主管理の推進に向けた働きかけを行い、予防対策を推進します。

進行管理資料は、1-3の8ページの下段をご覧ください。指標は公衆浴場等におけるレジオネラ症予防対策の充実です。実績につきましては、循環ろ過式浴槽のある施設の維持管理状況報告書の提出率を見ていきます。

次に、冊子の88ページ、災害保健医療対策の推進をご覧ください。重点プランは89ページの下にあります、災害保健医療体制整備の推進です。医療体制は、災害医療コーディネーターを中心に、地域災害医療連携会議などで検討を進めています。市町村は、保健活動のマニュアルの作成や、研修や訓練を行うなど、保健活動体制の整備を進めています。西多摩圏域では3つのブロックに分けてブロックコーディネーターを設置しまして、区市町村で配置する災害医療コーディネーターの役割を担うものとして、災害医療体制を組んでいます。

1-3の進行管理資料は、次のページ、最後の9ページの上段をご覧ください。指標は、市町村における災害保健医療対策の推進で、避難所医療救護所等の整備状況と、市町村等の災害時保健活動に関する取組状況を見ていきます。実績としまして、圏域地域災害医療連携会議等開催状況を見ていきます。各市町村で医療救護所開設、運営マニュアルの検討や医薬品の備蓄等の検討が進められています。保健活動に関するマニュアルは2つの自治体が作成しまして、避難行動要支援者名簿の作成更新は7自治体の実施しています。

最後に、プラン冊子は92ページをご覧ください。地域保健医療福祉における人材育成です。重点プランは93ページの下にあります、地域保健医療福祉人材の育成の推進です。

職能団体等や保健所は、多様化する地域の健康課題に対応できる人材育成に努めています。研修会、講演会、連絡会などを活用して実施し、連携やスキルアップを図っていきます。

1－3の進行管理資料は、最後の9ページの一番下にございます。指標は、市町村等職員支援研修の充実です。実績は、市町村等職員支援研修等の開催状況を見ていきます。研修は地域ニーズを把握して企画運営をし、実施後に評価をして次に活かしております。参加者へのアンケート結果などから、受講者の反応などの状況を把握していきます。

以上で、「生活衛生部会」が担当する9つのプランの概要と進行管理の説明を終わります。

**【石田部会長】** どうもありがとうございます。

かなり多岐にわたって説明がありましたけれども、この進行管理等につきまして、ご質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ございませんか。かなり保健所としてはよくやられているのではないかなと、なかなか教育というのは難しいですけども、アンケート調査でいい結果が出ているということで、いかがでしょうか、皆さん。何かございませんか。

では、これは、承認されたということにしたいと思います。

それでは、次に進みたいと思います。次の議事は、地域における食生活改善普及事業について、事務局から説明、よろしく願いいたします。

**【山田課長代理】** 保健栄養推進担当の山田からご説明させていただきます。着座にて失礼します。

資料2をご覧ください。1番目に、地域における食生活改善普及事業についてです。

この事業は、平成26年度から東京都保健所で、市町村や関係団体等で協力・連携し、東京都健康推進プラン21（第二次）の栄養・食生活分野の指標である「都民の野菜摂取量の増加を目指す」取組を推進することを目的に開始されました。地域住民の方々に生活習慣病の予防や健康の保持・増進のために「適切な量と質の食事」に関する効果的な普及啓発と外食をとる場合でも野菜を適切に摂取できる環境を整備するため、管内の飲食店において、「野菜メニュー店」の普及を通し、食環境の整備を図り、食を通した健康づくりを推進しております。

「野菜メニュー店」とは、1日の野菜の摂取目標量である350グラムに対して、1食当たり120グラム以上の野菜を使用したメニューがあるお店で、西多摩保健所管内の野菜メニュー店は、8月末現在で48店舗ございます。

本日、9月に発行しました「野菜メニュー店MAP」第6号を机上にて配付させていた

だいております。ご覧ください。1ページをあけていただきますと、市町村別に店舗名と所在地、掲載ページを記載しております。掲載ページには各店舗の野菜メニュー店のメニューと、写真の提供があるところに対しては写真を掲載しております。このようなものを作って、住民の皆様に啓発させていただいております。

資料2に戻っていただいて、2番目に、西多摩保健所での推進体制と取組状況についてご説明させていただきます。

(1) 西多摩保健所管内での推進体制ですが、西多摩保健所では、市町村、食品衛生協会、商工会議所、商工会、農業協同組合、マスコミ、学識経験者等と西多摩圏域栄養・食生活ネットワーク会議を設置し食環境整備と食育に関する事項について検討・調整しながら推進しております。

この図は、会議で連携している関係機関と、四角で囲っているところは、それぞれの機関が実施していることを記載しております。

(2) の取組状況ですが、目標を2つ掲げております。1つ目が、野菜摂取量を増やすこと、2つ目が、野菜が摂りやすい環境整備とし、評価指標を設定して進めています。

取組内容については主に3つです。右側をご覧ください。1つ目は、関係機関・団体と協力して都民への普及啓発で、これは、住民への野菜摂取増加への普及啓発として、9月の食生活改善普及運動月間を中心に取り組んでいます。市町村では、事業やイベント、広報、ホームページ等で啓発し、農協では直売所でのレシピの配布、商工会ではホームページで、保健所はホームページや市町村の福祉バスを用いた広報、給食施設への働きかけを行っております。

2つ目は、店舗募集に向けた計画的な働きかけで、6月に野菜メニュー店募集強化月間を設け、取り組んでおります。食品衛生協会や商工会では、会議の際やホームページで紹介していただいております。市町村の事業やイベント等でも普及していただいております。

3つ目は、野菜メニュー店への働きかけです。店舗でのポスター・チラシ等の掲示による情報発信をしていただくほか、保健所が野菜メニュー店通信を年1回発行し、店舗への情報提供も行っております。

裏面をご覧ください。平成29年度までの取組評価と健康・栄養課題についてです。平成29年度までの3年間の取組を評価した結果の概要です。ネットワーク会議の参加関係団体への取組のアンケートや、東京都民の健康・栄養状況の西多摩分の食事の集計結果などから評価を行っております。

①の野菜に係る普及啓発・事業実施については、事業の実施数とか連携した事業の実施数が増加しました。

②の市民の野菜摂取に関する状況変化では、野菜の摂取目標量の1日350グラムというのを知っている方は、平成27年度42.6%から、平成29年度の67.5%に増加しました。野菜の平均摂取量や、350グラム以上野菜を摂る人の割合については増加しておりませんでした。

③の野菜が摂りやすい環境の変化では、野菜メニュー店の数や関係機関での野菜レシピ等の媒体設置数は増加しました。

まとめとしては、中段の右側に記載させていただいていますように、野菜に係る普及啓発・事業は増加し、野菜摂取の重要性や目標量の認識は増えました。野菜の平均摂取量や1日の摂取目標量である350グラム以上摂取する割合は増加していませんでした。

左の図に書いているように、西多摩圏域では脳血管疾患の死亡率が高いとか、高齢者の低栄養などの健康課題がまだありますので、地域での減塩対策や高齢者の低栄養予防も必要であると結論づけました。

3番目に、今後の取組の方向性としては、事業の位置づけを西多摩圏域保健医療推進プランに基づき、平成30年度から35年度まで実施するとしました。検討内容は、地域の栄養課題、減塩対策や高齢者の低栄養・フレイル対策も追加していきます。西多摩圏域栄養・食生活ネットワークの会議では、委員メンバーを全ライフステージへと拡大するために、高齢主管課も追加したメンバーといたしました。

食環境整備については、連携しやすいように、地域を合わせて2年ごとに委員構成を変えることとしました。

食環境整備では、野菜メニュー店に塩分控えめサービスとか、高齢者に配慮したサービスを今後追加して実施していく予定にしております。

以上で説明を終わります。

**【石田部会長】** どうもありがとうございました。

大変頑張られているなという感じがしますし、野菜メニュー店のMAPというのは大変おもしろいと思います。私も参考にさせていただきたいなと思いました。余分な話ですけれども、とにかく野菜が大切だという話ですけれども、これは医学的に解明されておりまして、日本人と一番遺伝子が近いのは実はモンゴル人。相撲の世界はほとんどモンゴル化しておりますけれども、99%以上近い民族ということでございまして、ところが、モン

ゴル人というのはまだ平均寿命が60歳ちょっと、65歳ぐらいかな。ところが日本人は同じ遺伝子なのに世界最長。何でそうなったか、遺伝子でわかったのが、野菜に含まれる葉酸というのをしっかり日本人はとってきたから世界の最長記録になったということでございまして、この進め方は間違っていないと思って聞いておりました。

あと、質問をお願いしたいと思うのですけれども、今日は新しい委員も来ておりますし、この西多摩地区は実は世界ナンバーワンの老人の施設のメッカでございます。これだけ老人施設が集中しているところは世界中を探しても西多摩地区ということで、柳原委員も、その辺の領域の関係だと伺っておりますので、何かございましたらよろしく願いいたします。

【柳原委員】 西多摩保健所特定給食協議会の会長をやっております柳原といいます。

当会には、西多摩保健所管内にある病院や社会福祉施設、児童福祉施設が加入しております。先ほど資料2でお話にありました栄養展のほうで、保健所と一緒に協力させていただいて、やらせてもらっているのですけれども、当会では、今回、「野菜で健康生活、野菜は足りていますか」というテーマで開催いたしまして、住民の皆様に対して、管理栄養士による野菜摂取を促す展示や、パンフレット、レシピ等の配布、また栄養指導を行い、地域住民の方に理解を深めていただけるようにしました。

給食施設では、9月の食生活改善普及運動月間と、給食だよりやポスターなどで、利用者に野菜摂取のPR、また、保育園などでは野菜栽培や、つくった野菜で調理をし、毎日の献立で旬の野菜の紹介などもしております。

先ほどお話にありました、私は、特養の長渕園で働いているのですけれども、やはり野菜は大切ということで、栄養所要量の提示や、隔月で利用者様に対してお便りをつくりまして、栄養についての情報を載せて、野菜のことはもちろん、さまざまな栄養素についての情報提供を行っております。やはり吸収能力等も個々によって差がありますので、血液検査のデータ等を扱いながら、その方に一番合った栄養を提供できるようにしております。若い人であれば、ある程度の栄養素で充足できるのですけれども、食事摂取基準というものが厚生労働省から出されているのですけれども、70歳以上というくくりで分けられておまして、70歳以上になりますと、70歳の方もいれば100歳もいるという、かなり幅がありますので、やはり個々に合わせて、体重なり、血液検査のデータなりを扱いながら、うまく個々人に対応できるように、私の方では提供するようにしております。

以上です。

【石田部会長】 どうもありがとうございました。大変参考になりました。

あとは、今日、食品衛生協会の会長もお見えになっておりますので、並木委員、一言、ご指導いただければと。よろしくお願いします。

【並木委員】 食品協会の並木と申します。お世話になります。

私ども西多摩食品衛生協会は、青梅が380軒ぐらい、五日市が300軒ぐらい、福生が200軒ぐらい、計900店舗ぐらいで、ほとんどが零細企業で、レストランは青梅でも数店舗しかなく、あとはそば屋ぐらいで、野菜を出す店がない。居酒屋は450店舗で、昼間のメニューでなければだめということで、何年間やってもね…。コンビニとか弁当屋も別で、そうすると、とても普及活動は…。役員会には必ず野菜メニューを奨励しているのですが、なかなか店自体が…。我々の会には、和菓子屋もあるし、酒屋もあるし、旅館もあるから、お昼だけで野菜メニューを増やしてくれというのは、ちょっと無理な相談なのですね。今、ワンコインで食事しちゃうような人が多くなって、今日もこの野菜メニューがある知り合いの店に聞いたら、1日に15人入っていても1人か2人で、野菜を摂る人がいないということで、レストランですが、なかなか普及ができない感じの状態ですね、今、私の周りでは。

それで、我々の会は、業種がいろいろですから、食事だけでという店も、全然やっていない店もありますので、青梅地区で調べてみたら、そば屋とレストランで十数軒しか野菜が出せるような店がなくて、あと出ているのは、コンビニとかのお惣菜屋が何件も入っていますね。そういうので増えているだけで、なかなか増える見込みはないですね。

以上です。

【石田部会長】 どうもありがとうございました。

そばが、実は野菜以上に動脈硬化の予防がございまして、そういうこともこういうのに載せていただければよろしいのではないかなと思います。

【並木委員】 そばはかなりあるのですね。

【石田部会長】 あと、この近くの埼玉県でも、先ほど話した葉酸というのが本当に体に良いということで、葉酸運動というのも市を挙げてやったところがございます、どういことをやるかということ、パンの中に葉酸を練り込むとか、そういうことをして、病人がものすごく減ったという報告もございます。もしこれからこういうことをやっていくのであれば、そういうことも参考にして検討いただければありがたいと。

それと、やはりこれは私のやっている研究の領域ですけれども、実は、食事は一番大切

なのですけれども、その次に同じぐらい大切なもので、有酸素運動ということがあるので、有酸素運動をしっかりとやらないと、幾ら食事だけ摂っても健康寿命を延ばすということは不可能でございます。当然、フレイルの予防には有酸素運動というのを組み込んで、またプランを立てていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

何かほかにご質問、ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の報告事項に入りたいと思います。

報告事項はたくさんありますので、これはまとめてやって、後で質問ということになると思いますので、まず事務局からご説明、よろしくお願ひいたします。

**【森泉課長】** 保健所からの報告事項は5件ございます。

資料3をご覧ください。

最初に、薬物乱用防止対策とかかりつけ薬剤師の普及について、薬事指導担当、森田課長代理から報告いたします。

**【森田課長代理】** 薬事指導担当の森田でございます。よろしくお願ひいたします。

私からは、薬物乱用防止対策についてと、かかりつけ薬剤師の普及についてご紹介、ご案内させていただきたいと思います。

資料3の1ページ目をご覧ください。保健所で今年度取り組んでまいりました主な内容を紹介させていただきたいと思います。

まず、1つ目、薬物乱用防止教室への講師の派遣等でございます。推進プランにも同じ写真を載せているのですけれども、保健所職員による講習会ですが、こういったようなことを展開しております。

保健所職員のほうで対応した講習会の件数が今年度は2件、あと、講師派遣制度というものがございまして、地域の薬剤師会の方などの協力を得まして、学校薬剤師の方であるとか、そういった方に学校に来ていただいて、これと同じような講習会をやっております。そのオーダーがあったときのコーディネートをしているところでございます。

2点目でございますが、啓発資材の提供と貸出しでございまして、実績といたしまして、資材の提供は13件ほどオーダーがございました。提供部数としては3,505部と計上しておりますけれども、その後ちょっと部数が伸びてございまして、提供件数として15件ぐらいあったと思いますし、提供部数も1,000部ほど多く出ていると思います。

右下に「いつまでも健康な体でいよう」という、西多摩保健所オリジナルのパンフレッ



トでございますが、こういったものが一番よく出ているところでございます。こちらは、講習会などで活用してもらっているものになります。

3点目といたしましては、地域との連携ということでございまして、実績といたしましては、薬物乱用防止地区協議会というのがございますが、秋川地区の総会に5月、青梅地区のほうにも5月に出席し、その場で講習会の講師などをやったりもしてきました。

実績の3つ目ですけれども、街頭キャンペーンの参加ということで、青梅地区の方々と、河辺の駅前で10月にビラ配りなどを一緒にやらせてもらいました。

4つ目ですけれども、連絡会の開催ということで、1月と書いてありますが、昨日行ってまいりました。羽村の「ゆとろぎ」で開催したのですけれども、管内の地区協議会の方々、かなり大勢集まっていたいて、忌憚ないご意見等を交わさせていただいたところがございます。

1枚めくっていただきまして、薬物乱用防止対策について②になります。今年度、保健所といたしまして、新たな取組を展開してみました。取組の内容といたしましては、JRの駅舎の中で啓発用のポスターを掲出してもらえないかと11駅にお願いして回ったのですけれども、4駅で掲載が確認できました。11駅は、青梅線、五日市線、八高線の沿線の都立高校、私立高校、学生、高校生がよく利用する駅などからピックアップいたしました。

あと、食品衛生の方に、管内の飲食店でも掲出依頼を、立入調査等のときに、お願いできないかというようなことも一緒に展開して協力してもらったところがございます。

一番下に、各駅での掲出状況ということで、今回載せたのは、羽村駅と河辺駅での掲出状況ですけれども、特に羽村駅は一等地と言えるような場所で、改札入ってすぐのところにエレベーターがあるのですけれども、そのガラス張りのエレベーターの真ん中に張っていただいたので、なかなか効果があったのかなと感じているところがございます。

次に行きまして、かかりつけ薬剤師の普及についてでございます。

主な取組内容といたしましては、「ほけんじょだより第43号」、皆様のお手元にあるかと思えますけれども、こちらの4ページ目、5ページ目に見開きで、かかりつけ薬剤師の紹介コーナーとして掲載しております。この中には、かかりつけ薬剤師がどんなことをしてくれるのかと、どんなメリットがあるのかをピックアップするほか、かかりつけ薬剤師をどのように見つけるのか、どのようにしてもらおうのかを、紹介してございます。

こちらにつきましては、西多摩薬剤師会に125部ほど送付させていただきまして、会

員薬局への配布等をお願いしているところがございます。各薬局での活用を期待してのことでございます。

あと、こちらは、青梅薬剤師会にちょっとお願いいたしまして、青梅の産業観光まつりが昨年11月3日と4日に開催されたのですけれども、こちらの来場者の方々にこういったものを紹介して、配布してもらおうという形で、啓発を進めさせてもらったところがございます。

私からは以上になります。

**【森泉課長】** ただいま報告のありました、かかりつけ薬剤師の普及につきましては、ご協力をいただいております西多摩薬剤師会の田中会長様からご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

**【田中委員】** 西多摩薬剤師会の田中です。かかりつけ薬剤師は、結構最近増えてまいりまして、始めたころは本当に数件だったのですけれども、まだ半数までは届かないんですけれども、相当の数の薬局がかかりつけ薬剤師というのを、資格を取って、薬局で対応しているような状況になります。

かかりつけ薬剤師は24時間の相談を受けるのですけれども、調剤はしないのですよ。ところが、地域支援体制加算をとっている薬局が、その中で20ほどありまして、その薬局に関しては、夜間、緊急であれば、休日、祝日も含めて24時間対応で調剤ができる薬局ということで、こういう薬局が増えてくれると良いのですけれども、今、そういう現状になっております。

西多摩薬剤師会としては、特にこちらのほうの地域体制加算が取れる薬局を目指していきたいと考えております。

以上になります。

**【森泉課長】** ありがとうございます。

また、薬物乱用防止対策につきましては、薬物乱用防止推進協議会、青梅・奥多摩地区協議会の藤田会長からご発言いただければと思います。

**【藤田委員】** ただいまご紹介いただきました青梅奥多摩の薬物乱用の協議会の会長を務めさせてもらっています藤田と申します。今日、この場でご紹介いただき、ありがとうございます。

先ほど職員の方からもちょっと出ましたけれども、きのう、羽村の「ゆとろぎ」で、各地区の、乱用防止の協議会が集まりまして、いろんなお話をしたのですが、啓発活動とし

ていろんなイベントその他で、年度ごと1,700部ぐらいのパンフを作って、四、五回に分けて配布するのですけれども、まず、話を聞いていただけるのはお年寄りです。おじいちゃん、おばあちゃんへ、お孫さんと会ったときに、危険なドラッグについて、パンフがございまして、これで説明していただけないかと。やはりご年配の方から、お孫さんに何とか、おっかないものがあるんだよ、これちょっと読むからなとか、そういうようなことで教えてやってほしいんです。

なるべく対話をしようということで、パンフをただ持って行ってくださいでは、なかなか読みませんからね。

それと、もう一つ、私ども独自ですが、女性指導員が、本を読んで途中に挿し入れるしおりを折っているのです。1,000個程作るのですが、もう3年くらい続いていて、非常に好評です。ただパンフを持って行ってくださいだけではなく、手づくりのものを入れると、しおりですから、意外と重宝がられますね。若い人にも、これはすごいというふうなことを言われます。そういったようなことで、何とか頑張って、いろんなイベントでやっています。年に4カ所から5カ所ぐらい、青梅・奥多摩地区を回りますので、そういったところでキャンペーン活動をやっております。広報にも出ていますので、よろしく願いいたします。

それと、昨日もお話があったのですが、薬物乱用に対する標語とポスターが、青梅・奥多摩の地区の中学生に対してお願いしているのですけれども、今、全然少ないのですよ、応募数が。都庁のほうに推薦しても入賞できるようなものがございませんし、それで、昨日も、このお話もしました。確かに中学生及び先生方の皆さん苦勞しているのです。というのは、先生も生徒も余計なものになるのかなと思うのですね。社会性をもって、幾ら危険だよと言っても、全部がやっているわけではないですからね。ほんの一部でも大変なことですけれども、それと、そういうポスター、標語をお願いするのもちょっと気が引けるのですけれども、一応、若いうちに、若い人の出た作品を、活字で見る、絵で見るということが大事なのかなと思ひまして、中学校の校長先生を含めまして、お願いに上がっている次第でございます。

もしそういった教育関係の方で、何か困ったなということがありましたら、保健所にちょっと電話を入れてもらって、この年代でこういう人がこういうことをおっしゃっていたということをご参考になりたいと思いますが、そうでなければ、こちらで、都の本部の方からの指示で、やめましょうということは、なかなか言えないものですから、そういう意味

では、非常に苦戦はしています。

今日は悩み事を言っているようで申しわけないのですが、そんな現状でございます。よろしく申し上げます。

【森泉課長】 ありがとうございます。

では、次に行きたいと思います。

資料3の5ページをご覧ください。食品の安全確保について、食品衛生担当、小川課長代理から報告いたします。

【小川課長代理】 小川でございます。よろしくお願いたします。着座にてご報告いたします。

食品の安全確保ですけれども、一番上のグラフから説明させていただきます。

東京都における食中毒発生件数は、年によって増減がございますが、平成30年1月から12月までの事件数は176件、患者数は1,574名でした。

真ん中の円グラフですけれども、東京都における病因物質別食中毒発生件数が、平成30年ではアニサキス73件、カンピロバクター38件、ノロウイルス24件が上位の3つでした。

下の表になりますけれども、西多摩保健所管内における食中毒発生件数です。平成29年は2件、平成30年は3件発生しています。

平成30年の事件について若干説明いたします。5月のノロウイルスの件では、調査の結果、保存用の検食の一部であるサラダや卵焼きからノロウイルスを検出しました。また、調理員は適切な手洗いができておらず、使い捨て手袋を使う際も、右手にしかはめていない状況でした。手指から食品への典型的な二次汚染による事例と思われました。

次は、アニサキス食中毒ですが、施設のバックヤードで加工したカツオとマアジの刺身類において発生しました。同時期、都内各地でアニサキス食中毒が発生しておりまして、その際、比較的にカツオの刺身が疑われるケースが多かったのですけれども、当該店では、保健所が調査中の段階で自主的に同時期のカツオは解凍のものを扱うように変わりました。

9月の腸炎ビブリオの食中毒につきましては、新聞報道でもございましたが、大手回転寿司チェーンによるものです。

このような食中毒事件では、原因究明と再発防止が肝要ですが、事件を起こした施設だけではなく、その教訓を普及啓発することも役に立ちます。そのため、例えば各食品衛生協会と合同で行っている講習会や、乳幼児施設や高齢者施設なども含む、主に給食施設を

対象とした講習会などで、必要に応じて事例を紹介し、事例を教訓に各施設の自主的な衛生管理の助けになるようにしております。

次にページをめくっていただいて、所長の挨拶にもございましたが、食品衛生法等の一部を改正する法律の概要でございます。これは、厚生労働省がホームページで公開している資料ですけれども、改正の趣旨でございますように、厚生労働省が、国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、食品衛生法の改正について検討し、法案の可決等を経て、平成30年6月13日に公布されました。

改正の概要にありますように、広域的な食中毒事案への対策強化や、HACCPに沿った衛生管理の制度化など、7つが示されました。

この改正の内容で示された7つのうち、給食などの施設も含めた食品事業者と比較的に身近なものは、2つ目のHACCPに沿った衛生管理の制度化と、5つ目の営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設と思われまます。

HACCPに沿った衛生管理の制度化は、原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求めるものです。規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とするとなっております。

また、営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設では、実態に応じた営業許可業種への見直しや、政令で定める34営業許可業種以外の事業者の届出制の創設となっております。

さて、これについて、食品衛生改正後の東京都としての今後の取組予定について、私どもで聞き及んでいる範囲ですけれども、政省令における具体的な内容を踏まえ、必要な条例改正や、体制の整備を予定しており、また、各種条例改正のスケジュール、HACCP制度化後の自主管理認証制度の活用、事業者指導や周知に係る保健所等の体制整備などが主な検討事項として上がっております。

なお、HACCPにつきましては、食品事業者様の中には、名前も聞いたこともないという方々もいる状況があると思われまますので、HACCP制度化を見据えて、以前から保健所の講習会でも、必要に応じてHACCPについての話題を、少しずつであります、講習会の中に入れてきている状況でございます。

以上、食品の安全確保に関する資料の説明でございました。

**【森泉課長】** 食品の自主管理の推進につきましては、ご協力いただいております西多摩食品衛生協会の並木会長からご発言いただければと思います。

【並木委員】 私たちの協会で、毎月1回は理事会をやっていますが、小川課長代理には毎回来てもらって、一番早い情報を役員の皆様に提供できまして、我々としては、非常に助かっております。また、どうした対処がいいのかというのを聞くことができまして、非常に喜ばれております。

ただ、去年も、冷やしキュウリがいけないということで、それがたまたま私の町内の盆踊りのときに200本買っちゃったと言うから、すぐ自治会長に言って、絶対に出してはいけないということで止めました。けれど、その後、青梅マラソンで、勝沼のところではバナナをそのまま手でむいて、まな板の上で切って、皿に載せてランナーに配っていて、一般の方だと思いますが、20人ぐらいの仲間で食べ物を提供していて、非常に危険だと思いますので、何とかそういうところを、保健所さんからもう少し強く言ってもらいたいなど。

私たちも食協も含め、18人ぐらい、東京都食品推進員を受けていますが、そういうところで言っているのか全然わからないし、何も持っていないところで言っても、かえって困るような気がするので、その点が一つあります。

それと、一昨年ですか、ノロウイルスの講習会をやったときに、東京都で一番多く、110名ぐらいが出て、青梅で100名超えたので非常によかったのですが、私たちは手洗いが一番問題だと思っておりますので、青梅でも2時間ぐらい講習して、手の洗いをやっていますが、食中毒予防には、料理をする前に手洗いだということで、私たちは、毎回そのことは普及活動しております。

以上です。

【森泉課長】 ありがとうございます。ご意見もいただきましたので、また対応してまいりたいと思います。

また、食と環境の科学センターの安田先生からも、ご発言、いかがでしょうか。突然で恐れ入ります。

【安田委員】 HACCPはそういうことで、今までのでき上がった製品の管理というやり方から工程管理ということになり、大きな事業者は既にしっかり取組をしていますけれども、まだまだ人手がないとか、商品の数も少ないというようなところでは、取組はまだなされていないようです。厚労省のホームページには、そういう人たちのために、いろんな業種の手引書が、今、着々とでき上がって掲載されているので、そういったところを利用してやられるといいのかなと思います。

【森泉課長】      ありがとうございました。

次に、資料3の7ページをご覧ください。食品表示法経過措置期間終了に向けた取組について、保健栄養担当、山田課長代理から報告いたします。

【山田課長代理】      7ページをご覧ください。「栄養成分表示」が義務化されましたというところでご説明させていただきます。

食品の表示について定めた新しい法律である「食品表示法」が2015年4月に施行されています。原則として、消費者向けに予め包装された全ての加工食品と添加物に、栄養成分表示が義務化されました。

義務化された栄養成分表示は、真ん中の方に書いてありますように、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量です。

栄養表示のルールも、下のところに書いてありますように、アの表示場所、イの表示する文字と食品の単位、ウの表示の項目及び順番、エの表示単位と表示値、オの表示値の許容差の範囲、カの表示する際の文字の大きさなど、ルールが決められております。せんべいのイラストにありますような表示になります。

また、生鮮食品は、表示義務はありませんが、みかんのイラストのように、「ビタミンCが含まれています」など、栄養表示について記載した場合は、加工食品などと同様のルールで栄養成分表示が必要になります。

生鮮食品については、経過措置期間が既に終了しておりますので、栄養成分について記載し、栄養成分表示がされていない場合は表示違反になります。

保健所では、栄養成分表示の事業者相談や、講習会の実施、また、住民への普及啓発を行っております。一般用加工食品の経過措置期間は2020年3月31日までです。あと約1年ということで、商工会議所、商工会、市町村、管内のスーパー、製造所、直売所などを重点に広報しております。

なお、食品表示基準違反、命令違反等において罰則が規定されております。食品表示法第5条には、食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない商品の販売をしてはならないと定められております。

今後も、保健所では、食品関係事業者には法の規定に基づく監視指導を行い、住民の皆様には栄養成分表示をバランスのとれた食品選択のための情報源として活用できるよう、普及啓発を行ってまいります。

以上になります。

【森泉課長】 次に、資料3の9ページをご覧ください。旅館業法・旅館業法施行条例改正等について、環境衛生担当、阿部課長代理から報告いたします。

【阿部課長代理】 環境衛生担当の阿部と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

9ページの旅館業法及び旅館業法施行条例改正等についてということで、近年、外国から訪問する観光客が急増しており、今後の宿泊需要の増加に対応する必要があることなどを背景としまして、昨年6月に旅館業法が改正され、規制緩和により、旅館業も多様な形態で営業することが可能となっております。

法改正の趣旨としましては、今回の改正では、従来はホテル営業と旅館営業に分かれていた営業種別が、旅館・ホテル営業という種別に統合されて、構造設備基準などの緩和が図られました。

それとともに、違法民泊などの無許可営業の取り締まりを強化するため、無許可営業者に対する都道府県知事等による報告の徴収や、立入検査規定の創設、罰金の上限額の引き上げなどの措置も講じられております。

東京都においても、この法改正の趣旨を踏まえまして、新たな宿泊形態に対応した基準の見直しを行いまして、施行条例及び施行細則の改正を行いました。

次のページをご覧ください。上の3でお示ししておりますのが、国が行った旅館業法の改正の内容、下の4が、都が行った条例等の改正内容となっております。

3の(2)の違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可営業者等に対する規制の強化では、無許可営業者等に対する罰金の上限が3万円から100万円に、その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額は2万円から50万円に引き上げられました。

3の(3)の旅館業の欠格要件については、新たに暴力団排除規定が追加をされております。

3の(4)最低客室数は、以前のホテル営業では10室以上、旅館営業では5室以上とされていた基準が撤廃されまして、1部屋からでも営業することが可能となっております。

3の(5)は統合された旅館・ホテル営業の1客室の最低床面積について、原則は7平米以上とされまして、寝台、ベッドのことですけれども、これを置く客室のみが9平米以上、ベッドの分だけ2平米多いというような規定となっております。

続きまして、3の(6)と(9)になるのですけれども、玄関帳場等の基準の緩和が行われまして、ICT設備、いわゆるタブレット端末などの情報通信技術を使ったものなど



の代替設備を設けて、緊急時の駆けつけや、ビデオカメラによる本人確認などを条件とし  
まして、玄関帳場、フロントなどを設置しないということも認められるようになっており  
ます。

それから、3の(7)は便所の設備基準の緩和ということで、適当な数の便所を有する  
ことというような緩やかな規定に変わりました。

3の(8)は宿泊者名簿の保存年限なのですけれども、これまで3年以上とされていた  
ものが、3年間という規定に変更され、旅館の施設以外に営業者の事務所に備えるという  
ことが可能になりました。

続きまして、4が都の旅館業法の施行条例と施行細則の改正内容です。

4の(1)は旅館業を営むために必要な権限を有することを確認するため、新規の許可  
申請時には土地・建物に係る登記事項の証明書や賃貸契約書などの写しを添付することが  
義務づけられました。

4の(2)は利用客が施設にたどり着けないなどのトラブル防止のために、公衆の見や  
すい場所に施設名称を掲示することが新たに規定されました。

4の(3)は国の法改正の趣旨を踏まえまして、都条例で規定していた照度や定員数に  
応じて定められていた便所や共同洗面所の必要個数、また、客室の定員、面積などの数値  
基準を撤廃したものです。

最後の4の(4)になりますけれども、玄関帳場等の設置に関する規定が元々ない簡易  
宿所営業、それから下宿営業については、緊急時における迅速な対応を可能とする体制を  
とることが新たに規定されております。

今回の改正内容については、昨年、旅館業の業者に送付を行っているところですが  
けれども、大幅な改正内容となっておりますので、今後も講習会などで周知を図っていく予定  
です。

私からは以上です。

**【森泉課長】** この件につきまして、ご協力いただいております、にしたま環境衛生協  
会の押切会長からご発言いただければと思います。

**【押切委員】** にしたま環境衛生協会の押切です。

この場を借りまして、よく質問されること、また、疑問に思っていることが2、3ある  
ので、ちょっとお伺いしたいと思います。

9ページ目、10ページ目と、法的に施行令、規則、細則と、これだけしっかりした中

で、我々の業界の中で、旅館業、特に宿泊に対しての質問をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

30年6月でしたか、旅館業法と都の条例が改正されましたが、同時に民宿法も施行されました。全国では違法な民宿がまだ、都の関係の方にも私も言っているのですが、やっぱり違法が多いらしいです。それで、とりあえず西多摩の状態がどうなっているか、一つ目としてお聞きしたいと思います。

**【阿部課長代理】** 違法民泊につきましては、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法を所管する観光庁と、旅館業法を所管する厚生労働省から、インターネットに掲載されている宿泊サイトの情報などから抽出した届出が出ていない施設や、掲載情報に疑義のある施設についての確認依頼が来ております。

また、近隣住民などから保健所に対して通報があった場合なども、現場調査を行うこととなります。

当保健所管内では、昨年の6月に民泊新法が施行されて以降、数件ではありますけれども、現場確認を行いまして、指導した施設がございます。

また、民泊新法での届出状況としましては、こちらは産業労働局への届出となりますが、今、管内で20件ほど届出がされている、というような状況でございます。

**【森泉課長】** よろしいでしょうか。

**【押切委員】** ありがとうございます。

それでは、もう一つお伺いしてよろしいでしょうか。

環境衛生協会の活動として、自治指導員の研修を本部と各支部で実施しているのですが、地域的な条件や、理容業とか旅館業などの業種も異なるので、設定された日程ではなかなか参加できない会員もいるので、講習会など衛生に関する情報をもっと得られる機会を設けてほしいということをご質問いたします。

と同時に、これからオリンピックがすぐ始まります。外国の方々が来て、先ほどの民泊もしっかりとお願いしたいと思いますが、第2の質問をよろしくをお願いします。

**【阿部課長代理】** 当保健所では、観光地を抱えておりまして、旅館業については山間部にもキャンプ場などの施設が多く存在しております。そのため、夏の観光シーズンの前に、地域ごとに一斉監視という形で、食品衛生の担当者と環境衛生の担当者が、一緒に監視を行って、その後、1週間程度してから結果を踏まえまして講習会を実施しています。

今、押切委員がおっしゃっていました理容業などについては、理容と美容は全施設の6

割近くの数値を年間目標として、通常監視を行っております。その中で、器具の消毒方法ですとか、施設の衛生管理などの必要な情報提供を行っているところでございます。

ただ、理容業は旅館と比べましてもかなり施設数が多いということもございまして、地域ごとの講習会というのはなかなか難しく、自治指導員の皆様の活動に期待するところが非常に大きい部分もございしますが、一般の会員の方や、会員以外の営業者の方も含めた講習会の実施についても、これから検討してまいりたいと思います。

【押切委員】 ありがとうございます。以上です。

【森泉課長】 ご意見ありがとうございました。

違法民泊につきましては、警察のほうにも住民の方からいろいろ声が上がっているかと思うのですが、青梅警察署の林課長からお話しをお願いできればと思います。

【林委員】 一昨年、ちょっと情報をいただきまして、保健所と一緒に、どうかなと思って見たんですが、まだ改正前だということもありまして、本部の指導を得ながらやっていきました。

基本的に取り締りということであれば、警察機関として、刑事事件として立証するということになると、特別法規ですので、行政指導が先行するとか、悪質性、例えば暴力団が関与しているというものであれば、比較的事件化はしやすいのですけれども、民泊の許可がないというだけで、直ちに警察が介入して取り締まるというのは、当時はまだ尚早ではないのかという結論でした。

事案内容は、外国人の方を宿泊させて、鎧とか甲冑を着せて、忍者のようなものをするということと、日本刀の試し斬りをさせているということだったものですから、私たちとしても銃刀法に抵触するかなとか、解釈上の問題を調べてみたのですけれども、結論から言いますと、刑事立証を見送るということでしたので、旅館業法そのものの取締りにつきましても、警察上の行政指導に止めたという事例がありました。

本日、所長様からもございましたとおり、警察でも2020オリンピック・パラリンピックに向けて、警備を中心として、こういった生活衛生の部分に関しても、いろいろ懸念される事項というのを想定して、今、進めてはいるところでございます。

民泊につきましては、今後、増えてくるようでしたら、先ほど申し上げたとおり、悪質性や、そういったものを勘案しながら、最後の砦になるかもしれませんけれども、取締りの必要性があれば、当然に刑事事件として立証していくというところで、本部の指導を得ているところでございます。

以上です。

【森泉課長】       ありがとうございます。

(5)の今春の花粉予測については、時間も押し迫っておりますので、紙上報告に変えさせていただきますと思います。

事務局からの報告は以上でございます。

【石田部会長】       どうもありがとうございました。大変積極的なお話と、具体的なお話がありました。どうもありがとうございました。

以上で終わりたいと思いますけれども、全部まとめて、何か今の報告と、今までやったことで、ご質問がございましたら、どうぞ、いかがですか。

池田委員、どうぞ。

【池田委員】       かかりつけ薬局のことなのですけれども、パンフレットを見ますと、費用負担等を含めた事前説明の内容を理解の上、同意書に署名してくださいということで、いろんな条件があるのだと思うのですね。どこがかかりつけ薬局になっているのか、費用というのは薬局ごとに多分違うのだろうと私は想像しているので、この辺の一覧表か何かがあったら、それをお示しできるのか、あるいはインターネットのサイトで見られるのであれば、そのご案内をしていただきたいなど。それを見て、事前に自分で調べて、必要なところの薬局に出向くと。そのほうが、効率がいいのかなと思っておりますので、そのご案内をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

【石田部会長】       事務局でよろしいですか。よろしく申し上げます。

【森田課長代理】     ご質問ありがとうございます。

かかりつけ薬局の届出制度ですけれども、届出を受けている管轄部署が、地方厚生局になっております。こちらは関東信越厚生局の東京事務所が届出を受けている施設になるのですが、今、池田委員からもございましたように、インターネットで東京事務所にアクセスすることが可能です。東京事務所にアクセスいただきますと、ホームページの中に所管法人等という項目が、スクロールしていただきますと出てまいります。所管法人等に、ポツが3つございますが、そのうちの真ん中、保険薬局の施設基準の届出受理状況といったものがございますので、こちらをクリックしていただきますと、一覧表という形で引けます。関東信越厚生局なので、関東1都8県分が出てきますので、その中で東京を選んでいただきたいのですが、東京というふうには書いておらず、国の自治体ごとの割り振りが東京都は13番になっておりますので、13番のところ、エクセルで入っておりますので、そ

を開けていただくと出てまいります。ただ、エクセルベースで入っているのですけれども、かかりつけ薬局の届出だけを個別に出しているわけではないので、レコードの数として、先日まで見ていた限り、2万数千レコードあるのですが、届出のところに項目がありますので、フィルターをかけていただきますと項目が出てきますので、そこでかかりつけだけ選択していただきますと、かかりつけ薬局、東京都内という形で線引きされてしまうのですけれども、それが出てまいります。

12月1日時点での東京都内での届出は3,223店で、申し訳ございませんが、これ以上掘り下げて検索することが、システム上ちょっとできないようなので、この3,200店の中から、市区町村ごとには分かれておりますので、またフィルターを使っていただいて、例えば青梅市なら青梅市という形でやっていただけると、青梅市のかかりつけ届出というのがずらっと出てくるのかなと思います。

施設についてのご紹介はこのとおりになりますが、よろしいでしょうか。

あと、費用になるのですけれども、基本的にかかりつけ薬剤師関係は、今、この届出が出ている関東信越厚生局の方で、保険点数化されているところがございますので、基本的にA薬局でのかかりつけサービスと、B薬局でのかかりつけサービスということで、点数、お金が変わるということは基本的にはないはずでございます。

**【池田委員】** 処方箋薬の場合には、薬局によって調剤基本料というのがありますよね。3にはイとロがある。高いところは41点、410円ですね。安いところは15点、150円、3割負担だと50円ですかね。そういうふうに、同じことをされても全く違うのですよ。これ、全く同じなのですね、現実。ですから、そのところは、やはり取捨選択をするのも私たちの賢い知恵だとは思いますが、そういう情報もあつたほうがいいのかというふうに思っているのです、お聞きしました。

**【森田課長代理】** ありがとうございます。

**【石田部会長】** よろしいですか。ちょっと不親切という感じがしますが、やはりこれはネットにつながなくても、各地区でどこがやっているかというのは、わかるように、何でそういうことをしているのか、ちょっとよくわからないのですけれども、私はそういうふうにしたほうがいいのかと思います。おそらく薬剤師会でそういうふうな方向で動いてられるのかなという感じはします。

田中さん、何か。

**【田中委員】** 健康サポート薬局というものもあるのですけれども、そのほうはもう一

つランクが上で、資格を取らないと取れないのですね。ですので、かかりつけも資格がないと取れない。あと、薬局の基準も結構縛りがあって取れないので、なかなか難しい状況ではあるのですね。

点数につきましては、先ほどあった、ちょっと話、ずれちゃいますけれども、それに関しては国の政策で決められていますので、本来はよくやっている薬局が点数をもらえているというような形ではあるのですね。国の政策のほうの問題なので、これは言えないのですけれども、多く受けている薬局のほうが安いとか、そういう形なのです。やはり病院から離れた薬局は、収益が上がりませんので、そのところをカバーしている、本来はそちらのほうに国が政策を向けたいのです。かかりつけの薬局、自分の家の近くにかかってほしいのですよ。皆さん、どうしても病院の前の薬局にかかってしまうので、そういうふうにならないように政策を立てているような形なのです。そこがちょっと難しいところです。

**【石田部会長】** ありがとうございます。よろしいですか。

ほかに質問、ございませんか。ちょっと時間が過ぎちゃったので、以上にしたいと思えますけれども、本日は、本当に皆さん、ご協力ありがとうございました。会議の進行も、不手際があったらご容赦を願いたいと思えますけれども、以上で終了したいと思えますが、この件は協議会のほうでまた報告をさせていただきたいと思っておりますので、ひとつそちらのほうをチェックいただきたいと思います。

それでは、事務局へマイクをお返しいたします。よろしく願いいたします。

**【前川課長】** 石田部会長、ありがとうございます。

時間が超過して大変申しわけございません。

事務局から最後に2点だけお知らせがございます。

まず、委員の任期についてでございます。協議会及び本部会を含む専門部会の委員の任期は2年間となっております。現委員の任期は今期で終了となり、来年度の協議会、部会は新たに改選された委員により開催する運びとなります。委員の皆様におかれましては、2年間にわたり、プランの改定をはじめ、会議の運営に多大なご理解、ご協力をいただきましたこと、ここに改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

次に、事務局から庁舎移転のお知らせをさせていただきます。西多摩保健所は、庁舎の老朽化につき、現在、東青梅一丁目に新庁舎を建設中でございます。竣工は今年度末でございますが、移転は今年の秋ごろになる見込みです。場所としましては、西多摩医師会館

様のお隣となります。移転に当たりましては、各種事業の日程や、会場変更など、関係者の皆様にご迷惑をおかけすることも多いかと思いますが、よろしくご理解のほど、お願いいたします。関係機関の皆様には、移転日程等、正式に決まりましたら、別途ご連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の西多摩地域保健医療協議会「生活衛生部会」を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会：午後 3 時 12 分